

環境にやさしい 農業の取組みを支援します

化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組とセットで、
地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い
営農活動に取り組む農業者団体を支援します



環境保全型農業
直接支払交付金の概要
[第2期]
令和6年3月

01

支援対象

団体の要件	1
団体構成員の要件	2

02

事業要件

推進活動の内容	3
活動例	3

03

対象活動

対象活動の一覧	4
全国共通取組	
1. 有機農業	5
2. 堆肥施用	6
3. カバークロップ	6
4. リビングマルチ	6
5. 草生栽培	7
6. 不耕起播種	7
7. 長期中干し	7
8. 秋耕	7
地域特認取組	
9. 生き物緩衝地帯	8
10. IPM+魚毒低+畦畔除草	8
11. 中干延期	8
12. 冬期湛水	9
13. IPM+畦畔除草+秋耕	9
14. IPM+畦畔除草+農薬不使用	10
15. 炭の投入	10
加算措置	
16. 取組拡大加算	5
対象作物	
取組例	11

04

保管する証拠書類

取組共通の証拠書類	12
対象活動別の証拠書類	12

05

申請手続き等

申請手続き	13
問い合わせ先	13

01 支援対象

支援対象者は農業者の組織する団体です

団体の要件

申請する団体は、次の要件を満たしてください

1. 本事業に取り組む農業者が2戸以上で構成される団体
2. 団体規約の作成（規約例があるのでご相談ください）
3. 共同口座の開設

個人でも①～②の要件をいずれか満たす農業者は、
市町が特に認める場合に支援対象となります

1/2以上

- 1 自身の耕作する農業集落の耕地面積のおおむね1/2以上または当該市町における取組面積が12.6ha以上であること



- 2 複数の農業者で構成される法人であること



02 事業要件



申請団体は「自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動」（以下、「**推進活動**」）を実施してください

推進活動の内容

次の活動の**いずれか1つ以上**実施してください

自然環境の保全に資する農業の生産方式（以下、「農業生産方式」）を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動

- ①技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布
- ②実証圃の設置等による農業生産方式の実証・調査
- ③先駆的農業者等による技術指導
- ④農業生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施
- ⑤ICT やロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組

農業生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動

- ⑥地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催
- ⑦土壤分析や生き物調査等環境保全効果の測定

その他

- ⑧耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動の実施
- ⑨中山間地及び指定棚田地域における自然環境の保全に資する農業生産活動を実施（農業者団体等の取組面積の過半が中山間地または指定棚田地域の場合に限る）
- ⑩農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用
- ⑪みどりの食料システム法の特定環境負荷低減事業活動実施計画（特定計画）の認定を受けている場合又は当該年度までに認定を受ける見込みがある場合
- ⑫その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動の実施

活動例

- 団体内で**栽培マニュアル（栽培暦）を作成**し、構成員に配布（①）
- ドローン等デジタル技術を活用した生育診断に基づく適正施肥の実施特別栽培や有機栽培等に関する外部の研修に代表者が参加し、後日、**団体内で内容について再検討**し、記録（参加者数や資料等）を保管（⑤）
- 取組ほ場で地域住民と連携した**田植え体験を実施**し、活動記録を作成（⑥）
- 取組ほ場と慣行圃場で田んぼの**生き物調査を実施**し、調査結果を集計（⑦）
- 生分解性プラスチックの利用、農業廃プラの地域ごとの回収・処理、わら焼き自粛によるCO₂発生抑制、地域内資材（堆肥等）利用による輸送エネルギーの省力化（⑩）



全国共通取組

#1 有機農業

生物多様性保全

①ソバ等雑穀、飼料作物以外 (土壤分析および炭素貯留効果の高い取組を実施する場合)	12,000円/10a (14,000円/10a)
②ソバ、アワ、ヒエ、キビ、飼料作物	3,000円/10a

▼ 主なチェック項目

- 取組圃場で2年以上、化学肥料や化学合成農薬を使用せずに作物を栽培※1
- 稲わらすき込みなど、土づくり技術を導入※2
- 使用した資材の証明書を購入業者から取得※3
- 周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を実施
- 「農場管理シート及び現地確認チェックリスト」をもとにした市町等職員または有機農業者同士での現地確認（申請する市町にご確認ください）



●炭素貯留効果の高い取組を実施する場合

- 土壤分析を事前に実施（取組実施者の圃場で毎年1か所以上）
- 炭素貯留効果の高い取組（堆肥の施用、カバーフロップ、リビングマルチ、草生栽培）のいずれかを実施

※1：転換期間が設けられており、2年以上取組を行う前提であれば取組実施可能。（永年性作物の場合は3年。）また、発生予察事業における警報が発令された場合に限り、警報に基づく化学合成農薬を使用することができます。

※2：取組を行う団体で1か所以上、土壤分析が必要（計画の初年度のみ）。また、土づくり技術の変更を行った場合は再度提出が必要です。

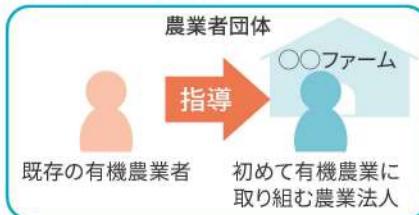
※3：県特栽の資材リストは、資材の証明書として使用不可。

有機 JAS 規格に適合するかの確認は各自で行ってください。

加算措置

#16 取組拡大加算（令和4年度新設） 4,000円/10a

加算措置の対象例



▼ 主なチェック項目

- 農業者等が、新たに有機農業（そば等雑穀、飼料作物以外）の取組を開始する同一団体内の農業者等に対して行う、指導・助言・相談対応の活動*



*指導等を行う農業者と指導を受ける農業者の双方が、同年度に有機農業の取組を実施する必要があります。

（支援は指導を受ける農業者が取組を実施する初年度のみです。）

*対象となるのは指導を受ける農業者の新規取組面積です。

#2 堆肥の施用

温室効果ガス削減:
226(kgCO₂/年)

4,400円/10a



▼ 主なチェック項目

- C/N 比 10 以上 の完熟堆肥を施用^{*1}
- 水稲は 1t/10a 以上、その他作物は 1.5t/10a 以上 施用
(購入伝票等が必要)
- 土壤診断を実施した上で、施肥管理計画を策定

※1：R 5年度より、堆肥の取扱いを拡大
鶏ふん等を主原料とする堆肥も施用可能です。
その他の堆肥については、取組を行う場の所在する市町にお問い合わせください。

#3 カバークロップ

温室効果ガス削減:
117(kgCO₂/年)

6,000円/10a



▼ 主なチェック項目

- 品質の確保された種子を標準播種量以上播種
(購入伝票等が必要)
- 適正な栽培管理を行った上で、子実の収穫を行わず、
作物体すべてを土壤に還元

#4 リビングマルチ

(小麦・大麦・イタリアンライグラス種子の場合)

温室効果ガス削減:
102(kgCO₂/年)

5,400円/10a

(3,200円/10a)



▼ 主なチェック項目

- 品質の確保された種子を標準播種量以上播種
(購入伝票等が必要)
- 適正な栽培管理を行った上で、子実の収穫を行わず、
作物体すべてを土壤に還元



03 対象活動

対象活動
(全国共通取組)

#5 草生栽培

温室効果ガス削減:
109 (kgCO₂/年)

5,000 円 /10a

▼ 主なチェック項目

- 品質の確保された種子を**標準播種量以上**播種
(購入伝票等が必要)
- 適正な栽培管理を行った上で、子実の収穫を行わず、**作物体すべてを土壤に還元**



#6 不耕起播種

温室効果ガス削減:
100 (kgCO₂/年)

3,000 円 /10a

▼ 主なチェック項目

- 前作の畝を利用し、**畝の播種部分のみ耕起**する専用播種機を用いて播種
- 播種前に、**茎葉処理型の除草剤**を散布



#7 長期中干し

温室効果ガス削減:
387 (kgCO₂/年)

800 円 /10a

▼ 主なチェック項目

- 1本以上の溝切りを実施
- 生育中期に**14日以上**の中干しを実施



#8 秋耕

温室効果ガス削減:
685 (kgCO₂/年)

800 円 /10a

▼ 主なチェック項目

- 水稻の収穫後に耕転を実施し、翌春に同一圃場で水稻の作付け(湛水)を行う
- 耕転は水稻作付けの**4か月以上前**に実施
- 耕転の実施は原則 11 月までに行う



地域特認取組

#9 生き物緩衝地帯 (作溝作業を行わない場合)

生物多様性保全

4,000円 /10a
(3,000円 /10a)



▼ 主なチェック項目

- 水張面積内に中畔、トレンチャー等を用いて溝や畔を作成し、水田内に生きもの緩衝地帯となる空間を作成
- 定期的に溝または畔を点検し、生き物緩衝地帯として水稻栽培期間中常時湛水

#10 IPM+ 魚毒低 + 畦畔除草

生物多様性保全

4,000円 /10a



▼ 主なチェック項目

- IPM実践指標（14項目）で、半数以上実施
- 除草剤の使用※は、水産動植物（魚類、甲殻類）に影響を及ぼす恐れがない本田除草剤の使用1回に限る
- 本田手取除草を1回以上実施
- 畦畔除草を3回以上実施

※除草剤の使用については生産過程全体を指す

#11 中干延期

生物多様性保全

3,000円 /10a



▼ 主なチェック項目

- 中干し開始時期を1か月程度延期又は中止し、水稻栽培期間中の7月下旬まで常時湛水
- 常時湛水状態を保つために、定期的な水管理に加え、畔の点検・補修を実施



03 対象活動

#12 冬期湛水

生物多様性保全

①有機質資材の購入・投入および畦補強を行う場合	8,000 円 /10a
②有機質資材の購入・投入を行う場合	7,000 円 /10a
③畦補強を行う場合	5,000 円 /10a
④有機質資材の購入・投入および畦補強を行わない場合	4,000 円 /10a

▼ 主なチェック項目

- ②か月以上の湛水期間を確保するための適切な取水措置（ポンプアップ等）及び漏水防止措置（畔ぬり等）*を実施
- 10aあたり有機質資材を3,000円以上投入
(購入伝票等が必要)
- 市町等が作成・公表した計画に即して実施

*近隣圃場への水の流出が確認された場合、交付金を不交付とする場合がある



#13 IPM+ 畦畔除草 + 秋耕

生物多様性保全
温室効果ガス削減:
685(kgCO₂/年)

4,000 円 /10a

▼ 主なチェック項目

- IPM実践指標（14項目）で、半数以上実施
- 水稻の収穫後に耕耘を実施し、翌春に同一圃場で水稻の作付け（湛水）を行う
- 耕耘は水稻作付けの4か月以上前に実施
- 畦畔除草*を3回以上実施
- 耕耘の実施は原則11月までに行う

*水稻生育期間中は畦畔への除草剤使用不可



#14 IPM+ 畦畔除草 + 農薬不使用

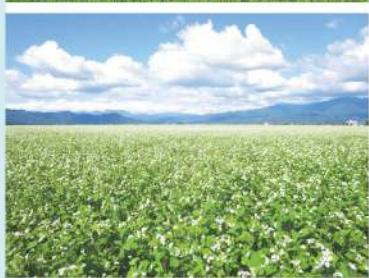
生物多様性保全

①対象作物：水稻

8,400 円 /10a

②対象作物：ソバ

2,800 円 /10a



▼ 主なチェック項目

- IPM実践指標（12項目：水稻の場合、6項目：ソバの場合）を半数以上実施
- 化学肥料や化学合成農薬を使わずに栽培^{※1}
- 使用した資材の証明書を準備^{※2}
- 畦畔除草を3回（水稻の場合）または2回（ソバの場合）以上実施

※1：発生予察事業における警報が発令された場合に限り、警報に基づく化学合成農薬を使用することができます。

※2：県特栽の資材リストは証明書として、使用できません。

ただし、登録農薬や福井県に届出のある肥料や特殊肥料（発酵鶏糞等）については、県で一括して書類を準備するため証明書の提出は不要とします。（有機JAS規格に適合するかの確認は各自で行ってください。）

#15 炭の投入

温室効果ガス削減：
44 (kgCO₂/年)

5,000 円 /10a



▼ 主なチェック項目

- 10aあたり50kgあるいは500L以上の木炭等（植物を炭化したもの）を投入（購入伝票等が必要）





03 対象活動

対象活動

対象作物

各取組で対象となる主作物は次のとおりです

	取組名	対象作物
全国共通取組	#1 有機農業	全作物
	#2 堆肥の施用	全作物
	#3 カバークロップ	全作物
	#4 リビングマルチ	全作物
	#5 草生栽培	果樹、茶
	#6 不耕起播種	麦、大豆
	#7 長期中干し	水稻
	#8 秋耕	水稻*
地域特認取組	#9 生き物緩衝地帯の設置	水稻
	#10 IPM+ 魚毒低 + 畦畔除草	水稻
	#11 中干延期	水稻
	#12 冬期湛水管理	全作物
	#13 IPM+ 秋耕 + 畦畔除草	水稻*
	#14 IPM+ 畦畔除草 + 農薬不使用	水稻、ソバ
	#15 炭の投入	全作物
加算措置	#16 取組拡大加算（新規の有機農業）	全作物 (ソバ等雑穀、飼料作物以外)

*翌年も水稻の作付けをしていただく必要があります。

取組例

交付金は、取組が完了する年度に支払われます

取組名	R5 年度	R6 年度	
	4月	年度またぎ	3月
カバークロップ		カバークロップ → 水稻（5割低減）	
有機農業			有機農業（水稻）
冬期湛水		水稻（5割低減） → 冬期湛水	

*本交付金は、主作物の収穫と対象活動の実施の両方が終了した年度に交付されるため、年度をまたぐ取組の場合は、営農計画を提出した翌年度に交付金を受け取ることになります。



未来のために。
～次の世代に選ばれる福井へ～

〈発行元〉

福井県農林水産部流通販売課

TEL : 0776-20-0419

FAX : 0776-20-0649

E-MAIL : ryutsu@pref.fukui.lg.jp